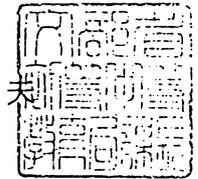


10初特第35号  
平成10年10月8日

各都道府県教育委員会特殊教育主管課長  
各指定都市教育委員会特殊教育主管課長 殿  
附属学校を置く各国立大学長

文部省初等中等教育局特殊教育課長  
山根 徹



言語聴覚士が行いする診療の補助行為について（通知）

標記について、厚生省健康政策局医事課長から各都道府県衛生主管部（局）長あてに別添のとおり通知されましたので、御了知いただきたく思います。

ついては、貴職におかれましては、本件について、管内の市町村教育委員会及び学校への周知方よろしくお願いします。

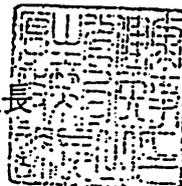


医事第55号の2

平成10年10月7日

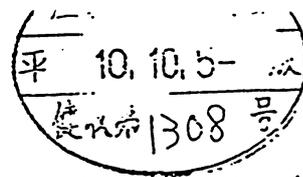
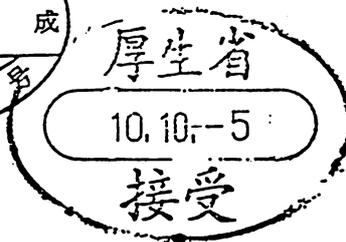
各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省健康政策局医事課長



言語聴覚士法に係る疑義について

標記について、広島県より別紙1のとおり照会があり、別紙2のとおり回答したので、御了知いただきたく通知いたします。



(別紙1)

医 第 143 号

平成10年10月1日

厚生省健康政策局医事課長殿

広島県福祉保健部長

〒730-8511広島市中区基町10-52

医療対策課



言語聴覚士が行いうる診療の補助行為について（照会）

言語聴覚士法については、「言語聴覚士法の施行について」（平成10年9月1日 健政発第970号 厚生省健康政策局長通知）で通知されたとおり平成10年9月1日をもって施行されたところではありますが、言語聴覚士が行いうる診療の補助行為を定めた言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号。以下「規則」という。）第22条の解釈について疑義があるため、次のとおり照会します。

規則第22条第1号に規定する聴力検査及び同条第6号に規定する補聴器装用訓練は、聾学校、難聴特殊学級及び難聴通級指導教室等において、聴覚に障害のある幼児児童生徒に対して現在行われている行為を含むものでないと解釈してよいでしょうか。



(別紙2)

医 事 第 5 5 号

平成10年10月7日

広島県福祉保健部長 殿

厚生省健康政策局医事課長

言語聴覚士が行いうる診療の補助行為について (回答)

平成10年10月1日付け医第143号により照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおりと思料する。